保医発 0930 第４号
令和７年９月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課(部)長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和７年 10 月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添　「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

別添

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

１　別表１のＩの「検査」の「循環動態解析装置」の項を次のように改める。

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
循環動態解析装置	機械器具(21)内臓機能検査用器具 プログラム（１）疾病診断プログラム	循環動態解析装置 循環動態解析プログラム	冠動脈造影次元再構成三動脈の解析の影像から数値デル又は複数冠動脈から数行よりたデル又は複数冠動脈から数行より冠血流予備出が像解析をに算することが量比を可能なもの	D206	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について) 注　５　冠動脈血流予備能測定検査加算(循環動態解析装置)

（別添参考）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後

（別表１）

Ⅰ　医科点数表関係

医学管理等・在宅医療　（略）

検査

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
循環動態解析装置	機械器具（21）内臓機能検査用器具 プログラム（１）疾病診断プログラム	循環動態解析装置 循環動態解析プログラム	冠動脈造影像から三次元再構成した冠動脈モデルの解析<u>又は複数の冠動脈造影像から数値解析を行うこと</u>により冠血流予備量比を算出することが可能なもの	D206	心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について） 注５ 冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装置）

画像診断～放射線治療　（略）

Ⅱ　歯科点数表関係　（略）

改　正　前

（別表１）

Ⅰ　医科点数表関係

医学管理等・在宅医療　（略）

検査

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
循環動態解析装置	機械器具（21）内臓機能検査用器具 プログラム（１）疾病診断プログラム	循環動態解析装置 循環動態解析プログラム	冠動脈造影像から三次元再構成した冠動脈モデルの解析により冠血流予備量比を算出することが可能なもの	D206	心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について） 注５ 冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装置）

画像診断～放射線治療　（略）

Ⅱ　歯科点数表関係　（略）